

公聴会やるなら聞け！ 「戦争法案反対」の広範な声 誰にもできます **公述人応募！**

公述人応募は 11日 11時までにファックスで

ファックス 03-3581-9219（電話 03-3580-3530）日本共産党国会議員団事務局
ファックス 03-3502-8890（電話 03-3581-2747）日本共産党参議院事務局

9月15日13時から中央公聴会がおこなわれることが、8日の特別委員会において、委員長職権で提案され採決が強行されました。委員会での採決強行の環境整備の一環としてのものであり、「参議院の見識」を口にしてきた鴻池委員長のこれまでの発言とも矛盾するものでもあり、許すことができない暴挙です。

国会周辺、全国草の根、テレビ、ネットの前の思いを国会に届けよう

しかし、「公聴会をやるというなら国民の声が反映される場にせよ」という要求の高まりに、国会内でも協議が進み、決められた時点では4人の公述人でしたが、その後の協議で「国民の声」を反映するべき2人を含め、公述人は6人となりました。

国会周辺、全国各地・草の根で上げている抗議の声を、またテレビやインターネットを前にして、怒りやイライラを募らせている一人一人の声を、国会に、特別委員会に直接届ける機会です。こぞって公述人に応募しましょう。まだ間に合います。

応募は簡単、ファックスで、メールですぐ送信

別項「様式」に従って上記ファックス番号にファックスしましょう。（応募要項は「憲法しんぶん速報版555号」などに収録しています。）

憲法会議にメール（アドレス：mail@kenpoukaigi.gr.jp）またはファックス（03-3261-5453）で送っていただいても結構です。転送して手続きします。

15日、国会正門前では12時30分から抗議行動

公聴会が強行される15日午後、総がかり行動実行委員会は国会正門前で座り込みをおこないません。12時30分から公聴会への抗議行動をおこない、反対の声を発言する公述人、野党の発言に呼応します。

公述人応募様式例

参議院事務局委員部気付
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長
鴻池 祥肇 殿

9月15日の公聴会での公述の希望します

①意見を述べようとする理由

②本問題（法案）に対する賛否

住所

（ふりがな）

氏名

年齢

職業

電話番号

参院特別委員会の日程 傍聴を！

参議院平和安全特別委員会は次の日程でおこなわれます。いずれも安倍首相が出席します。NHKの中継もあります。

○9月11日（金）13時から3時間

○14日（月）9時から7時間

「台風被害の惨状に身をもだく、こんな時に安保法制か！」憲法会議に痛切な声

台風17、18号にともなう豪雨被害が列島を覆い、その生なましい惨状が次つぎと伝えられています。憲法会議事務所には、「この被害に対して政府は何をやっている。安保法制強行の場合か。これこそ『国民の安全の危機』ではないのか、『いのちを守るべき時』ではないのか。」という痛切な電話が寄せられています。

9月8日 参院安保法制特別委員会傍聴記

中央公聴会を与党と一部野党の賛成で強行

9月8日の参議院安保法制特別委員会は、午後から参考人質疑を行いました。終了後、自民、公明の与党両党が来週の戦争法案採決強行に向けて、15日の中央公聴会開催を突然提案し、民主党、日本共産党、維新の党などの野党が激しき抗議する中、議決を強行しました。次世代、元氣、新党改革は賛成しました。さらに14日に安倍首相出席の質疑も理事会で提案しています。

「憲法を逸脱、無効」「直ちに廃案」 参考人質疑で大森氏、伊藤氏

参考人は与党推薦の宮家邦彦氏（立命館大学客員教授）、神保謙氏（慶応義塾大学准教授）と野党推薦の大森政輔氏（元内閣法制局長官・弁護士）、伊藤真氏（日弁連憲法問題対策本部副本部長・弁護士）の4氏でした。それぞれ15分の意見を述べ、各党15分の質問を行いました。

参考人の意見の概要は以下のとおりです。（野党推薦者は詳細概要）

集団的自衛の行使容認は内閣の独断であり無効と解すべきだ 大森氏

1954年7月の自衛隊創設に伴い、当時の内閣は憲法9条の解釈を整理して、集団的自衛権の行使については、政府を含めて否定すべきであるがその都度、確認され、今日まで一貫して堅持されてきました。したがって、昨年7月の「閣議決定」による集団的自衛権の行使容認は、超えることができない憲法則ともいえるべき基本原則からの重大な逸脱といわなければなりません。政府は、集団的自衛権の行使容認を、閣議決定で「憲法9条が認める自衛の措置に当たる」と主張しています。これは、個別的自衛権と集団的自衛権を同質のものにとらえていると推測しますが、両者には本質

的な差異があります。

個別的自衛権の行使は、外国の武力攻撃から国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度で武力の行使を行うもので、独立主権国家が固有かつ先天的に有する自己保全のための自然的権能に基づくものであると解されます。

他方、集団的自衛権の行使は、わが国が武力攻撃を受けなくとも、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合、それを阻止するため、第三国に対して武力行使を行うことができる権利で、他国との同盟関係、密接性により、後天的に付与されるものです。このように、集団的自衛権の行使は、直接的には当該他国を防衛することを目的とするもので、自国に対する武力攻撃を排除することを直接の目的とする個別的自衛権の行使とは本質的に異なるものです。

したがって、わが国を取り巻く国際環境、安全保障環境の変化を考慮しても、憲法9条のもとで、集団的自衛の行使を容認できると判断することは、内閣の独断であり、肯定できません。閣議決定を前提として各種の施策を講じようとするのは、内閣の機能を越えたものとして無効と解すべきです。

砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導き出されるとの主張は、まったくの暴論です。最高裁は集団的自衛権行使を合憲と判断しているのだと事実でない言葉を信じて本件閣議決定を支持している者が相当数に上ると推測されます。このように国民を誤って導くに至ったことは遺憾であり、内閣法制局がそれを是正しなかったところに発端があり、内閣法制局の任務の懈怠であると言わなければなりません。

わが国が集団的自衛権の行使として武力行使をしている第三国に武力攻撃の矛先を向けると、その第三国は反撃の正当な理由の有無にかかわらず、事実上、わが国に対し攻撃を向けてくることは必至です。集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければなりません。集団的自衛権の行使は、このような事態の発生可能性をとまなうものであります。したがって、それを国策として採用することが必要であれば、憲法改正手続きにのせ、全国民的検討を経ることが求められていると言わざるを得ません。

人間をいかに冷静に知性と理性でしぼりかけるか。それが憲法の本質

今回の安保法案が今の日本の安全保障にとって適切か、必要か、そうした議論はとても重要だと思います。しかしそれ以上に、そもそも憲法上許されているのか否か、この議論がいまだ十分になされているとは思いません。どんな外交・安全保障政策であっても、憲法の枠の中で実行することが立憲主義の本質的要請です。憲法があってこそその国家であり、権力の行使である。憲法を語る者に対して、軍事の現場を知らない、憲法論は観念的だというふうによく批判されます。しかし、不完全な人間が実行する現場、そして現実、これを人間の英知である憲法でコントロールすることが立憲主義です。現場の感情や勢いにまかせて過ちを犯してしまう人間をいかに冷静に知性と理性でしぼりかけるか。それが憲法の本質と考えます。本法案は国民主権、憲法9条、憲法前文の平和主義、ひいては立憲主義に反するものですから、ただちに廃案にすべきです。

違憲状態国会 民主主義が機能するようにしてから安保法案を議論するのが筋

国会における法律制定という国家権力の行使を正当化するためには2つのことが必要です。1つは正当に選挙された代表者であること、もう一つは十分な審議によって問題点を明確にしたこと、残念ながら共に満たされていない。現在の国会は衆議院も参議院もそれぞれ2度も毎年最高裁判所によって違憲状態と指摘された選挙によって選ばれた議員によって構成されています。いわば国民の少数の代表でしかありません。違憲状態国会とも言えます。この瞬間、全ての皆さんを敵に回してしまったような気がするんですが。憲法判断において最高裁を尊重するというのであれば、まず

は最高裁が指摘するように、議員定数、これを憲法の投票価値の平等の要請に合わせて正す、民主主義が機能するようにしてからこうした（安保法案）議論をするのが筋ではないかと考えます。代表民主制としての正統性を欠く国会である場合、主権者国民の声を直接聞くことが不可欠と考えます。

各種世論調査で、国民の理解が進んでいないと指摘されています。それは、何事にもメリット、デメリットがあるはずなのに、政府側はメリットの説明しかしない。デメリットをどう克服するかの議論が全くなされていないからこそ国民は不安になり反対するのです。集団的自衛権を考えた場合、日本が武力攻撃をされていない段階で、日本から先に相手国に武力攻撃することを認めるものです。敵国兵士の殺傷をとめない、日本が標的となるでありましょう。日常用語ではこれを戦争といいます。こうして戦争に巻き込まれるデメリットを超える「メリット」について、何ら説明されていません。

徴兵制は憲法 18 条に反するから全くありえないといえます。しかしこれは（憲法 13 条の）「公共の福祉」で制限できると解釈されているものです。ということは、必要性、合理性が生じたならば徴兵制も可能ということの意味します。サイバー対策のための IT 技術者、輸送、医療、法務など、必要な人材の確保に窮した時でも限定的な徴兵制すらありえないと言い切れるのでしょうか。集団的自衛権に関する政府解釈でやってみせたように、これまでの政府解釈をある日突然変更する可能性を否定できません。

憲法は政府の裁量で武力行使、戦争を始めることを許していない

憲法は、国民が自らの意思で国家に一定の権限を与えて、国家権力を制御するための道具です。憲法はその前文で、日本国民はこの憲法を確定し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、とあります。つまり二度と政府に戦争をさせないためにこの憲法をつくったのです。そのことを具体的に、明確にするために憲法 9 条を置きました。憲法は、初めから政府に戦争する権限などは与えていません。そこでの戦争は、武力の行使、武力の威嚇を含む概念です。すなわち、憲法は、政府の裁量で武力行使、つまり戦争を始めることを許していないのです。

そもそも国会議員には憲法尊重擁護義務がございます。どんな安全保障政策であっても憲法の枠の中で実現すること、これが国会議員の使命であり、責任です。昨年 7 月 1 日の閣議決定が違憲であることがそもそもの問題の原因なのですから、そこに立ち戻って憲法上の議論をしなければなりません。

軍事に対しては軍事的対応が必要との主張を展開した与党推薦人

与党が推薦した立命館大学客員教授の宮家邦彦氏は、外務省職員としてイラク戦争後のバクダット勤務の経験などをもとに、安保法案に反対する方々は安全保障の本質を理解しない、冷戦後の世界の変化を考慮しない観念論と机上の空論だとし、空想的平和主義、ガラパガス平和主義という人もいるなどと述べ、キーワードは「抑止」だとして、信頼できる同盟国があるからこそ力で現状を変えようとする勢力への抑止力が高まるのが世界の常識であり、国家は相互に守り合い平和を保っている。危機は何でも起こりうるからこそ、あらゆる事態に対応できる法的枠組みを準備しておかなければならない」と語りました。そして憲法があるから国家があるではありません。国家を守るために憲法があるのだと理解しているなどとのべ、戦争の形態が根本的に変化した 21 世紀、憲法学者はなおまだ古い憲法の解釈に固執する。しかしそれでもし国が守れなくなっているのだとすれば、それはいかげなものかとまで主張されました。

もう一人与党が推薦した慶応大学総合政策学部准教授の神保謙氏は、現在提出されている法案で

もなお不十分であり、仮に法案が成立しても不断の体制整備が必要との問題意識を表明し、先日の軍事パレードでも示された中国の軍事力の急速な拡大は、わが国やアメリカとの軍事バランスを大きく変化させており、日本が確固とした安全保障の法制度を策定しなければならないという重要な根拠だとしたうえで、アメリカ軍以外の友好国への後方支援は朝鮮半島有事の際に必要な不可欠であり、アメリカ軍そして日米同盟が中国に対して相対的な優位を確保し続けるためには、様々な領域をシームレスに担保することが必要だと法案の重要性を語りました。一方で、今回の法案は大変、複雑に構成されており、多くの国民には分かりにくく、理解が得られていないという状況には、政府・与党の努力不足を指摘しないわけにはいかない」と述べました。

*各党の質疑で明らかになった点などは次回にします。

—9月8日の安保特理事懇談会—

河野統幕長の訪米記録 「同一性のあるものは確認できなかった」と回答

防衛省は9月8日、日本共産党が暴露し存否確認を求めてきた河野（かわの）克俊統合幕僚長と米軍中枢幹部との会談を記録した内部資料について「会談の記録は省内に存在する」と明らかにする一方、党が暴露した資料との「同一性はお答えしかねる」「一つひとつどこが違うか明らかにすると、相手方との信頼を損なう」などと説明を拒みました。

9月8日の参院安保法制特別委員会理事懇談会で、防衛省の黒江哲郎防衛政策局長が報告しました。黒江氏は、日本共産党が暴露した資料と「同一性のあるものは確認できなかった」と述べました。会談記録の存在を認めながら、軍事組織間の「信頼」をたてに、どう違うのか明らかにせず、あくまで国民に隠し続ける姿勢を示しました。

特別委員会の委員である日本共産党の井上哲士議員は「問題は（会談の）中身だ」と主張し、あらためて河野氏の国会招致を求めました。民主党の福山哲郎議員も「本人に確認しなければいけない」と述べ、井上氏に同調しました。

井上氏は同日、国会内で記者会見し、「（防衛省は）米国との関係で中身を明らかにできないとしているが、事実上、同趣旨のものがあることを認めた」と語り、引き続き特別委員会で追及していく考えを示しました。